団体総合生活保険の 2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、 ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬具

■ 主な改定点

〇印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

	変更する補償			
2	傷害補償	②賠償・財産・ 費用		

改定	項目	概要	
1	2		
0		参考純率改定等を踏まえた 保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
0	0	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」 対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
	0	「弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等)」等の約款 改定	①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満 13 歳以上満 16 歳未満の者」に対して 5 歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。 ②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。 <対象特約> 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)、トラブル対策費用補償特約

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-24009-202412